

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第99号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第1項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（採捕の許可）</p> <p>第8条 <u>次に掲げる</u>漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいて採捕する場合又は漁業法第129条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 投網（千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において<u>さくらます又はさつきます</u>を採捕する場合に限る。）</p> <p>（9） 略</p> <p>（禁止期間）</p> <p>第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第1項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第1項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（採捕の許可）</p> <p>第8条 <u>次の各号に掲げる</u>漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 投網（千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において<u>さく河性ます</u>を採捕する場合に限る。）</p> <p>（9） 略</p> <p>（禁止期間）</p> <p>第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。</p>

水産動物の種類	禁止期間
略	
さくらます	略
さつきます	略
略	

(全長の制限)

第27条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の種類	大きさ
いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます及びさつきます	略
略	
ふな	全長10センチメートル以下(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕するものに限る。)
しじみ	殻長1.9センチメートル以下(東郷池において採捕するものに限る。)

(卵の採捕の禁止)

第28条 さけ、いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さくらます、さつきます又はかじかの放産した卵は、これを採捕してはならない。

(漁具又は漁法の制限)

第31条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合にあっては、当該漁具又は漁法は、同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法の種類	区域	範囲
略		
ぬか	略	
えびを採捕することを	小だも 県下全内水面	口前弓形部(方言やま)の高さ75センチメートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。

水産動物の種類	禁止期間
略	
さく河性ます(降海性あまごを除く。)	略
降海性あまご	略
略	

(全長の制限)

第27条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の種類	大きさ
いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご及びさく河性ます	略
略	
ふな	全長10センチメートル以下(千代川水系、天神川水系又は日野川水系に係る河川において採捕するものに限る。)

(卵の採捕の禁止)

第28条 さけ、いわな、かわます、にじます、やまめ、あまご、さく河性ます又はかじかの放産した卵は、これを採捕してはならない。

(漁具又は漁法の制限)

第31条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合にあっては、当該漁具又は漁法は、同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具又は漁法の種類	区域	範囲
略		
ぬか	略	
えびを採捕することを	小だも 県下全内水面	口前弓形部(方言やま)の高さ75センチメートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。

目的とする船びき網		
じょれん	東郷池	目合1.2センチメートル以上

(禁止区域及び禁止期間)

第32条 次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼で、同表中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。

河川及び湖沼の名称	禁止区域	禁止期間
千代川水系に係る河川	八頭郡智頭町大字智頭におけるかんがい用えん堤(関屋堰)上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	略
	鳥取市用瀬町安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
	八頭郡八頭町島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
	略	
	略	
八頭郡智頭町大字市瀬鳥巢におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	略	
鳥取市秋里における潮止めえん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	略	
鳥取市河原町八日市におけるかんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	略	
八頭郡八頭町安井宿における中国電力株式会社設置の		

目的とする船びき網		

(禁止区域及び禁止期間)

第32条 次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼で、同表中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。

河川及び湖沼の名称	禁止区域	禁止期間
千代川水系に係る河川	八頭郡智頭町大字市瀬関屋におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流40メートルの区域	略
	八頭郡用瀬町大字安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流60メートルの区域	
	八頭郡八東町大字島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流20メートル、下流150メートルの区域	
	略	
	略	
八頭郡智頭町島の巢かんがい用えん堤上流端から上流10メートル、下流50メートルの区域	略	
鳥取市秋里潮止めえん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	略	
八頭郡河原町八日市かんがい用えん堤上流端から上流30メートル、下流50メートルの区域	略	
八頭郡八東町大字安井宿における中国電力株式会社設置の		

	放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域			置の放水路及びその上流堤から上流50メートル、下流100メートルの区域	
	鳥取市河原町曳田における大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域			八頭郡河原町大字曳田字丸山大井手かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	
	鳥取市河原町片山におけるかんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	略		八頭郡河原町大字片山かんがい用えん堤上流端から上流50メートル、下流100メートルの区域	略
天神川水系に係る河川	東伯郡三朝町大字大柿における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	略		東伯郡三朝町大字大柿字東塚における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	略
	略			略	
日野川水系に係る河川	日野郡江府町大字洲河崎における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域	略		日野郡江府町大字洲河崎字日住における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流360メートルの区域	略
	略			略	
	米子市古豊千における米川えん堤（米子市観音寺側を含む。）上流端から上流36メートル、下流360メートルの区域	略		米子市古豊千米川えん堤（米子市観音寺側を含む。）上流端から上流36メートル、下流360メートルの区域	略
	西伯郡伯耆町吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流30メートル、下流150メートルの区域	略		西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤（五千石えん堤）上流端から上流30メートル、下流150メートルの区域	略
	略			略	
湖山池及びそれに接続する河川	略	略		略	略
	鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以西の湖山池の区域			鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以内の湖山池の区域	
	鳥取市福井における福井川河口から上流660メートルの区域	略		鳥取市大郷地区内における福井川河口から上流660メートルの区域	略
	鳥取市金沢における坂津橋下流端から下流の宇田川の			鳥取市坂津地区内における坂津橋下流端から下流の宇	

	<p>区域</p> <p>鳥取市松原における枝川河口から上流595メートルの区域</p> <p>鳥取市高住における高住川河口から上流315メートルの区域</p> <p>鳥取市布勢における県道湖山停車場布勢線の西側路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川の区域</p> <p>鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点に設置された扉門の上流端から上流370メートルの垂井川の区域</p>			<p>田川の区域</p> <p>鳥取市大郷地区内における枝川河口から上流595メートルの区域</p> <p>鳥取市松保地区内における高住川河口から上流315メートルの区域</p> <p>鳥取市松保地区内における県道湖山布勢線の西側路端から下流の新内新田川の区域及び旧内新田川の区域</p> <p>鳥取市松保地区内における古川と垂井川との合流点に設置された扉門の上流端から上流370メートルの垂井川の区域</p>	
東郷池及びそれに接続する河川	<p>東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字引地における東郷川河口から上流180メートルの区域</p> <p>東伯郡湯梨浜町大字長和田における翌衣石橋下流端から下流の羽衣石川の区域</p>	略	東郷池	<p>東伯郡東郷町における東郷川河口から上流180メートルの区域</p> <p>東伯郡東郷町長和田における翌衣石橋下流端から下流の羽衣石川の区域</p>	略
	<p>東伯郡湯梨浜町大字長江における湖西農免農道の東側路端から下流の長江港川の区域</p> <p>東伯郡湯梨浜町大字門田における門田橋下流端から下流の埴見川の区域</p> <p>東伯郡湯梨浜町大字下浅津における県道東郷湖線の東側路端から下流の下の大井手の区域</p> <p>東伯郡湯梨浜町大字藤津における藤津橋下流端から下流の舎人川の区域</p> <p>東伯郡湯梨浜町大字南谷における県道東郷羽合線の南側路端から下流のかまがつば排水路の区域</p>	略		<p>東伯郡東郷町長江における湖西農免道の東側路端から下流の長江港川の区域</p> <p>東伯郡東郷町門田における門田橋下流端から下流の埴見川の区域</p> <p>東伯郡羽合町における県道東郷湖線の東側路端から下流の下の大井手の区域</p> <p>東伯郡東郷町藤津における藤津橋下流端から下流の舎人川の区域</p> <p>東伯郡羽合町南谷における県道東郷羽合線の南側路端から下流のかまがつば排水路の区域</p>	略
天神川尻	<p>東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字4の浜根荒神2622の1原野地先（天神川本流右岸）と同地点から260度に引い</p>	略	天神川尻	<p>東伯郡羽合町大字長瀬字4の浜根荒神2622ノ1原野地先（天神川本流右岸）と同地点から260度の線と対岸</p>	略

	た線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域			との交点を結んだ線から下流の区域	
日野川尻	米子市皆生字中野浪新田 862の2（日野川本流左岸）と同地点から110度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域			米子市皆生字中野浪新田 862ノ2（日野川本流左岸）と同地点から110度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	
東郷池尻	東伯郡湯梨浜町大字橋津字拾屋敷394（東郷池尻右岸）と同地点から276度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	略		東伯郡羽合町大字橋津字拾屋敷394（東郷池尻右岸）と同地点から276度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	略

（昼間又は夜間の採捕の禁止）

第35条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、同表右欄に掲げる期間における同表右欄に掲げる時間帯は、水産動物の採捕をしてはならない。

漁具又は漁法	禁止期間	禁止時間帯
うなぎ船びき網（湖山池におけるものに限る。）	6月1日から10月31日まで	日の出から日没まで
じょれん（東郷池におけるものに限る。）	周年	日没から日の出まで

（昼間の採捕の禁止）

第35条 次の表の左欄に掲げる漁法により、同表右欄に掲げる期間は、日の出から日没までの間、水産動物の採捕をしてはならない。

漁法	禁止期間
うなぎ船びき網	6月1日から10月31日まで（湖山池におけるものに限る。）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、第1条、第8条、第26条、第27条（「及びさく河性ます」を「、さくらます及びさつきます」に改める部分に限る。）、第28条及び第32条の改正は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。